

「学校法人帝塚山学院 帝塚山学院大学ガバナンス・コード」に係る適合状況及び点検結果

点検基準日：令和3年12月31日

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	適合状況	解説
1-1 建学の精神	○	
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	○	

第2章 安全性・継続性（学校法人運営の基本）	適合状況	解説
2-1 理事会	○	
2-2 理事	△	(4)
2-3 監事	△	(5)
2-4 評議員会	○	
2-5 評議員	△	(2)

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合状況	解説
3-1 学長	○	
3-2 大学評議会	○	
3-3 教授会	○	

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	適合状況	解説
4-1 学生に対して	○	
4-2 教職員等に対して	○	
4-3 社会に対して	○	
4-4 危機管理及び法令遵守	○	

第5章 透明性の確保（情報公開）	適合状況	解説
5-1 情報公開の充実	○	

【適合状況評価基準】 ○：全項目実施 △：一部項目未実施 ×：全項目未実施

適合状況の解説（点検結果）

2-2 (4) 理事への研修機会の提供と充実
外部理事を含む全理事に対する研修機会については、どのようなことが可能か今後検討していく。

2-3 (5) 常勤監事の設置
現在、監事は非常勤監事2人体制となっている。令和4年4月1日より新体制となるのを契機に新任の常勤監事1名を加えた監事3人体制実現へ準備を進めている。

2-5 (2) 評議員への研修機会の提供と充実
評議員に対する研修機会については、どのようなことが可能か今後検討していく。